

データ分析サロン規約

一般社団法人データクレイドルでは、データ分析サロン会員（法人・個人）を募集しております。下記の規約に同意の上、お問合せフォームからお申込ください。

（趣旨）

第1条 本規約は、データ分析サロン（以下、「サロン」という。）の適正かつ公正な運営を行うため、会員登録及びサロンの利用に係る事項について定めるものです。

（会員登録・変更および退会）

第2条 サロンを利用するためには、会員登録が必要です。会員登録は、この規約に同意の上、所定の登録申請書により一般社団法人データクレイドルに対して申請を行い、承認を受ける必要があります。なお、以下に該当する場合、登録をお断りすることがあります。

政治・宗教活動を主たる目的としている団体、個人

公序良俗に反すると思われる団体、個人

申込書に虚偽の記載をした団体、個人

その他、主催者が適当でないと認める団体、個人

2. 一般社団法人データクレイドル（以下、「弊社」という。）は、前項の申請内容を確認した上で、申請者をサロン会員（以下、「会員」という。）として登録します。

3. 会員は、弊社が、氏名・連絡先等の登録会員情報を管理し、サロンの管理運営上必要な範囲内で利用することを了承するものとします。

4. 会員は、弊社に届け出た登録者の氏名、住所、電話番号等（以下、「登録情報」という。）に変更が生じた場合は、所定の申請書により当該変更内容について速やかに弊社に届け出るものとします。

5. 会員が会員登録の抹消を希望する場合、弊社に届け出るものとします。

6. 弊社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員登録を抹消することができるものとします。

（1）会員から会員登録の抹消届出があった場合

（2）その他、サロンの管理運営上支障があると認められる場合

（設備やサービスの利用等）

第3条 会員は、サロンで提供する設備やサービスを利用することができます。

2. 会員は、弊社が主催または共催する共創型イベントに参加することができます。

3. サロンの利用にあたっては、別途弊社が定めるサロン利用のご案内等に従うものとします。

4. 会員は機器、システム、データに損傷を与えることのないよう留意しながら利用する

ものとしします。

5. 会員は他の利用者および第三者に迷惑を与えないよう配慮して利用するものとしします。

(費用)

第4条 会員登録に関する費用は無料としします。

2. サロン利用に関する費用は無料です。

※高梁川流域圏外の方については利用状況により、将来、有料化を検討する可能性がございます。

※高梁川流域圏：10市町（倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）

(利用の制限)

第5条 弊社が主催または共催するイベントを開催する等の目的で、サロンを貸し切りで使用する場合は、会員によるサロンの個人利用を一時的に制限することがあります。その場合は、当該開催日の概ね1か月前より、弊社のホームページ上、及びサロン内への掲出にてお知らせします。

2. 火災、停電、その他運用上あるいは技術上の事由又は不測の事態等により、弊社は会員に事前に通知することなくサロンの利用を制限することがあります。

(サロンの営業時間)

第6条 サロンの営業時間は、平日10時～17時としします。

(サロンの休業日)

第7条 サロンの休業日は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）としします。ただし、施設の保守・点検等のため必要の範囲内で休業する場合があります。なお、その場合は弊社のホームページ上、及びサロン内への掲出にてお知らせします。

(規約の変更)

第8条 弊社は、会員に事前に通知することなく、本規約を変更できるものとしします。なお、規約の変更があった場合、弊社のホームページ及びサロン受付等にて掲示等によりお知らせします。

(個人情報の保護)

第9条 サロンの管理運営にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する関係法令等に基づき、別に定める「プライバシーポリシー」のとおり、個人

情報の保護のための措置を講じます。

(免責事項等)

第10条 弊社は、次の事項については、その一切の責任を負わないものとします。

(1) サロンを利用したことにより、利用者が受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害

(2) 会員及び会員に同伴する非会員がサロンを利用できなかったことにより受けた損害及び第三者に与えた損害

(3) 地震、風水害等の天変地異や火災等の不可抗力による災害、停電、盗難、通信設備やその他諸設備の不調や故障及び偶発的事故、その他弊社の責めに帰すことのできない事由によって生じた損害

(その他)

第11条 弊社は、必要に応じ、本規約に定めのない事項及び業務執行に必要な諸規則を定めることができるものとします。

附則

この規約は、平成28年2月1日より施行する。